

八尾市立八尾小学校 いじめ防止基本方針



令和6年4月改定

八尾市立八尾小学校いじめ防止基本方針

《宣言》

私たち八尾小学校教職員は、「いじめは人間として絶対に許されない」という強い姿勢で教育活動に臨み、「笑顔かがやく学校」づくりに励みます。

いじめについて

「いじめ」とは、児童に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象になった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法第2条1項）

※具体的には次のようなものが考えられる。

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

（文部科学省 いじめの防止等のための基本的な方針 第1の5）

個々の行為がいじめに当たるか否かについては、表面的・形式的に行うのではなく、被害を受けた児童の立場に立って組織的に行なう必要があり、本校においても「いじめ・不登校対策委員会」を中心に全校体制で児童生徒の実態把握に努めている。

「いじめ」の中には、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、犯罪行為として取り扱われるべきと認められるものに発展していく事象もあることから、必要があれば、早期に警察に相談・通報のうえ、警察と連携した対応をとることが必要であると考えている。

「いじめ」は、どこの学校でも、どの子どもにも起こりうる最も身近な人権侵害事象であると捉え、「いじめは起こる」という前提に立つて考えることが重要である。日頃から児童の様子を細かくチェックし、児童の小さな変化を見逃すことなく、早期発見に努め、迅速で適切な対応を組織的に行うことを徹底する。

本校では、全教職員・全児童が「いじめは人間として絶対に許されない」という強い姿勢で、絶対にいじめを起こさせないという学校風土を定着させる。児童が安

心して生活できる集団づくり、人間関係づくり、学校づくりこそ「いじめ防止」の基本であるとの認識をもって取り組んでいきたい。

1. 組織体制

(1) 基本的な考え方

- ・ いじめへの対応は、一部の教員や特定の教員が抱え込むのではなく、校長を中心とし、共通理解のもと全ての教職員で組織的に行う。
- ・ いじめへの対応を組織的に行うため、「いじめ・不登校対策委員会」を設置する。(いじめ防止対策推進法第 22 条)
- ・ いじめの問題等に関する指導記録については、児童の進学・進級や転学に当たって、個人情報保護に細心の注意を払いながら、適切に引継ぎができる体制をとる。

(2) いじめ・不登校対策委員会の役割

- ・ 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成の中核の役割を担う。
- ・ いじめの相談・通報の窓口としての役割を担う。
- ・ いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う。
- ・ いじめの疑いに係る情報があった時は、いじめの情報の迅速な共有、関係児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定、保護者との連携等の対応を組織的に行なうための中核としての役割を担う。
- ・ 基本方針の点検や見直し、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直しなど、PDCA サイクルに照らし合わせた検証等を行う。その際、必要に応じてスクールカウンセラーの活用や関係機関との連携も図る。

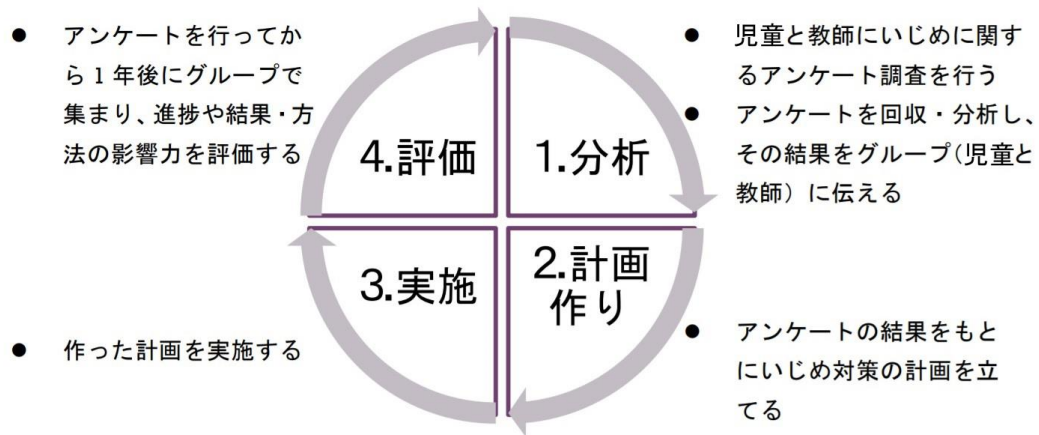
2. 具体的な取組

(1) 未然防止

① 基本的な考え方

- ・ いじめはどの子どもにも起こりうるという共通認識のもと、すべての児童を対象にして、いじめ未然防止に取り組む。
- ・ 未然防止の基本として、児童が安心して安全に学校生活を送ることができなければならない。規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加し、活躍できるような学校づくりに努める。そして、児童に集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、互いを認め合える人間関係や学校風土の醸成に努める。

- ・ 未然防止の取組の成果や課題については、定期的なアンケート調査や個人懇談、児童の出欠状況等で検証し、改善点や新たな取組を定期的に検証・検討し、PDCA サイクルで継続する。



② 未然防止のための取組の観点

- ・ いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議等で定期的に確認するなど、平素から教職員全員の共通理解を徹底する。
- ・ 教職員の言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払う。特に、発達障がいも含めて配慮が必要な児童については、教職員が適切に理解した上で、児童に対する支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を適切に行う。
- ・ 様々な場面でいじめの問題を話題にし、「いじめは人間として絶対に許されない」との認識を、学校全体で共有する。
- ・ 教育活動全体を通じて、児童が活躍でき、自分自身が役に立っていると感じられる機会を充実させ、児童の自己有用感を高める。また、困難な状況を乗り越えるような体験の機会なども積極的に設ける。
- ・ いじめの問題を児童自身が主体的に考え、児童自身がいじめ防止を訴えるような取組を推進する。
- ・ 学級や学年、部活動等の人間関係を把握し、一人ひとりが活躍できる集団づくりを推進する。
- ・ 他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな心を育み、自他の存在を等しく認め合える態度を養うことで、一人ひとりの居場所が確保できる集団づくりを推進する。
- ・ いじめについて理解を深め、はやしたてたり、見て見ぬふりをしたりするのではなく、いじめを鋭く見抜き、指摘できる姿勢を育成する。
- ・ 児童が円滑に他者とコミュニケーションを図ることができる能力を育む。
- ・ ストレスを他者にぶつけるのではなく、適切に対処できる力を育む。

(2) 早期発見

① 基本的な考え方

- ・ いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的に認知する。
- ・ いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われるという事を共通認識する。
- ・ 些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から複数の教職員で的確に関わりを持ち状況を把握する。
- ・ 暴力をふるう児童のグループ内で行われるいじめについては、被害者からの訴えがなかったり、周りの児童も教職員も見逃しやすかったりするもので注意深く対応する。
- ・ 教育相談等で得た、児童の個人情報について、対外的な取扱いの方針を明確にし、適切に扱う。
- ・ 携帯・ネット上のいじめは、特に見えにくく、被害児童が悩みを抱え込んでしまう場合が考えられる。パスワード付きサイトやSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）、携帯電話のメールの利用方法について等の情報モラル教育を進めるとともに、保護者に対しても、子どもの安全を第一にしたルールづくりを進めるように啓発し、理解を求める。
- ・ 家庭と連携して児童を見守り、健やかな成長を支援していく。

② 早期発見のための取組

- ・ 日頃からの児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、教職員相互で積極的に児童の情報交換を行い、情報を共有する。
- ・ 相談窓口の設置や保健室の利用、児童が日頃からいじめを訴えやすい体制を整える。また、定期的に体制を点検する。
- ・ 定期的なアンケートや懇談を実施し、いじめの実態把握に取り組む。
- ・ 保護者との信頼関係を構築し連携を密にすることで、家庭における児童の様子の変化を把握できるようにする。
- ・ 学校外における電話相談窓口、法務局・地方法務局におけるネット上の人権侵害情報に関する相談受付等について広く周知する。
- ・ 普段から児童の様子に目を配り、交友関係や悩みをできるだけ把握する。
- ・ いじめに関する情報はすべて教職員全体で共有する。

(3) 家庭や地域との連携

① 基本的な考え方

- ・ 学校基本方針等について理解を得ることや様々な機会を捉えた訴えにより、家庭や地域に対して、いじめの問題の重要性の認識を広める。
- ・ 児童に対して、学校と家庭が同歩調で対応が出来るように、信頼関係の構築を図る。
- ・ 多様な大人から存在を認められること、学校以外の人間関係を築けること、多様な価値観に接すること等はいじめの早期発見やいじめられている児童の支えとなりうる。日常から学校内外で多くの大人が児童と接する機会を増やす。
- ・ 子どもは、家庭や学校だけで育てるのではなく地域の支えが非常に重要であることを理解して頂き、地域で子どもを見守り育てる風土の構築を訴える。

② 家庭や地域との連携についての取組

- ・ 地域と組織的に連携・協同する体制の構築を推進する。
- ・ 地域と連携して取組を推進する。
- ・ 学校新聞「稚鯉」、学年だよりや学級通信等により、家庭への情報発信をていねいに行うことで、学校への理解を深める。
- ・ 家庭訪問や懇談、連絡帳等を通して、家庭との連携を密にし、信頼関係を構築する。
- ・ PTA 実行委員会や地域の会議等、積極的に様々な情報を発信することで、学校に対する理解を深めるとともに、学校への協力を仰ぐ。
- ・ 地域行事への積極的な参加等を通して、地域住民との交流を深める。
- ・ 校外での児童の様子について、学校へ情報が寄せられるような体制を構築する。

3. 事象が発生した場合の考え方・対応

(1) 基本的な考え方

- ・ 発見、通報を受けた場合には、特定の教員で抱え込まず、速やかに組織で対応する。
- ・ 被害児童に寄り添い、守り通すという姿勢で対応にあたる。
- ・ 教育的配慮のもとに毅然とした態度で加害児童を指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童の人格の成長に主眼を置く。
- ・ 教職員全員の共通理解、保護者の協力のもと対応にあたる。また、必要に応じて関係諸機関・専門機関との連携を図る。

- ・ 教育委員会へ報告し、連携して対応にあたる。また、必要に応じて支援を要請する。

(2) 対応について

① いじめの発見・通報を受けたときの対応のポイント

いじめられている児童の保護者からの訴え



保護者からの訴えを聞いた教職員の対応

- ・ 決して一人で抱え込むことなく、管理職に報告し、組織的に対応にあたる。
- ・ 当該児童の話を十分に聴く態度に徹し、不安や恐怖等、様々な気持ちを共感的に受け止めながら、安全で安心できる環境を確保し、いじめの事実確認をする。その際、児童の心身の状態、発達段階を十分配慮して行う。

管理職の対応

○校内緊急体制の構築（いじめ不登校対策委員会）

- ・ 具体的な対応方針を全教職員に示す。
- ・ 指示系統を明確にし、窓口を一本化し、情報は全教職員で共有する。
- ・ 事実確認及び指導記録については、それぞれ聴き取った内容を時系列で整理する等、情報管理を徹底する。

○教育委員会への報告・支援要請

- ・ 把握した内容を教育委員会に報告するとともに、事態が終息に至るまで協議連携を行う。また、児童の状況により大阪府教育委員会に対して「こども支援チーム」の派遣等の支援を要請する。

○関係諸機関への支援要請

- ・ 児童の生命に関わるような深刻ないじめや、それに発展しかねない事象が生起した場合、子ども家庭センター、スクールロイヤーやスクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー等の外部機関や関係諸機関との連携を図る。

○保護者への対応

- ・ 初期対応では、被害・加害の児童の保護者に対して、その心情に十分配慮した対応を迅速に行う。

② いじめを受けている児童への対応

- ・「あなたにも悪いところがあるから」「あなたの心が弱いから」等、教職員の先入観に基づく指導や、被害の児童に責任を転嫁する指導は、当該の児童の内面をさらに傷つけ、まわりのいじめを一層助長することになる。教職員は、児童の痛みに寄り添う姿勢で接する。
- ・「私は一人ではない。先生や友だちが守ってくれる。」という安心感を持たせ、被害児童を見守り、児童の心の痛みに寄り添う姿勢で接する。

③ 加害の児童への対応

- ・ いじめを受けた児童や周囲の児童から聴き取った内容をもとに、正確に事実を確認していく姿勢で向き合う。
- ・ いじめを受けた児童の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせる。そして、いじめを受けた児童の気持ちに共感しながら、加害の児童の心情や行動の変容につなげる。
- ・ 加害の児童の背景に迫り、その立ち直りを支援する。
- ・ いじめ行為は、相手の人権を侵害するもので、絶対許されるものではなく、いじめを受けた児童に対し、長期にわたり深刻な影響を与える点をおさえ、自らの行為の責任を理解させる。
- ・ 事実関係について、双方の話が一致しない場合は、いじめを受けている児童の訴えの事実在即して事実確認をするとともに、対応策を考える。

④ 「観衆」や「傍観者」になっている児童への対応

- ・ はやしたてる「観衆」や、見て見ぬふりをする「傍観者」の存在は、被害児童にとっては、いじめによる苦痛だけではなく、孤独感・孤立感をますます強めることを十分に理解させる。
- ・ これらの児童へも、必要に応じて学級全体で話し合うなど、「いじめ行為は、相手の人権を侵害するもので、絶対に許されるものではない。」という強い姿勢で対応する。

⑤ 保護者への対応

ア) 被害の児童の保護者への対応

- ・ 電話ではなく、家庭訪問をする等、配慮していねいに話を聴く。
- ・ 相手の思いを正確に受け止めるため、複数の教職員で対応する。
- ・ 児童や保護者の訴えに誠実に対応するため、事実確認はできるだけ迅速に行う。そして、学校の「いじめは絶対に許されない」という姿勢を児童や保護者にしっかりと示す。
- ・ 今後の対応については、被害の児童に対する心のケアや見守る体制等について誠意を持って説明し、「いつまでに、何を、どのようにするのか」という具体的な対応策を明確に示す。

イ) 加害の児童の保護者への対応

- ・ 加害の児童を指導するという観点だけでなく、児童の理解を根拠とした支援の視点での対応をする。
- ・ 電話ではなく、家庭訪問をする等、配慮していねいに話を聴く。
- ・ 聴き取りから整理された事実を、正確に伝える。保護者が「自分や自分の子どもが責められている」等、加害の児童の「人格」を否定しているという感情にとらわれるのではなく、いじめという「行為」を否定していることを明確に伝える。
- ・ いじめの解決をめざした具体的な指導について、保護者に理解と協力を求める。その際には、保護者と学校の連携・協力が大切なことなど、保護者の思いにも傾聴しながら伝える。

⑥ 情報提供

- ・ いじめの対応については、校内での情報共有や役割分担のみならず、PTAや地域との連携が求められる。必要に応じて、適切な時期に保護者会等を開催し、保護者に状況と学校の指導方針を説明し、学校と保護者が協力して児童を支える体制をつくる。

⑦ ネット上のいじめへの対応

- ・ ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、速やかに行為者を特定し、削除するよう指導するなどの措置を取る。ただし、不適切な書き込み等を確認した場合、必ず削除前に当該書き込み等の状況を保存する（関連ウェブサイトや電子メール、SNSでのメッセージの印刷および保存を行う。携帯電話やスマートフォンの場合はスクリーンショット等による画面の保存を行う等。これらの方法による保存が困難な場合は、画面を表示した状態の機材全体を撮影して保存する）。
- ・ 児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

4. 重大事態への対処について

【重大事態】＊いじめ防止対策推進法第 28 条より

- ① いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき（児童生徒が自殺を企図した場合・身体に重大な傷害を負った場合・金品等に重大な被害を被った場合・精神性の疾患を発症した場合等）
- ② いじめにより児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき（国の基本方針では不登校の定義を踏まえ、年間 30 日を目安としているが、日数だけでなく、児童の個々の状況を十分に把握したうえで判断する必要がある。）
- ③ 児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき（重大事態が発生したものとして報告・調査等にあたる）

- ・ 重大事態と考えられる事案が発生した際には、八尾市いじめ防止基本方針に基づき、直ちに八尾市教育委員会に報告し、事実関係を明確にするための調査の実施や措置等、適切に連携し対応する。

5. 年間計画

	取り組み内容		取り組み内容
4 月	・児童引継ぎ会議 ・家庭訪問 ・クラス開き、学級集団づくり ・えがおかがやき集会※ ・いじめ対策委員会	1 0 月	・修学旅行（集団づくり） ・いじめ対策委員会
5 月	・えがおかがやき集会 ・脱いじめ傍観者教育 ・いじめ対策委員会	1 1 月	・学校生活アンケート ・手作り遊園地 （きょうだい学級交流） ・いじめ対策委員会
6 月	・学校生活アンケート ・いじめ対策委員会	1 2 月	・教育相談 ・いじめ対策委員会
7 月	・教育相談 ・林間学舎（集団づくり） ・いじめ対策委員会	1 月	・いじめ対策委員会
8 月	・職員研修 ・いじめ対策委員会	2 月	・学校生活アンケート ・教育相談 ・いじめ対策委員会
9 月	・運動会（集団づくり） ・いじめ対策委員会	3 月	・えがおかがやき集会 ・子どもの様子会議 ・いじめ対策委員会

※えがおかがやき集会

- | | |
|---------------|---------------------------|
| 第一回 | いじめ防止宣言の紹介 担当からの話 |
| 第二回 | いじめ防止宣言を受けてのクラスづくりについての発表 |
| 第三回～（隔月で実施予定） | 児童会と協力していじめに関する絵本や詩を紹介する |
| 最終回（三月） | 一年間の取り組みを発表 |